

確認調書に添付する書類一覧

●:必須 ○:該当する場合に提出

区 分			1	2	3	4	5
提出資料	注意点	証明書等 発行者	配偶者	事実婚(内縁)配偶者	子	父母、祖父母、 兄弟姉妹、孫	甥姪、義父母、 伯叔父母、 その他三親等内親族
住民票(マイナンバーの記載ないもの)	・同居の世帯全員(続柄有)が記載された令和6年9月1日以降のもの	市区町村		●		●	●
戸籍謄本	・事実婚(内縁)の配偶者の場合、令和6年9月1日以降のもの	市区町村		●			
扶養状況確認書及び収入事実の確認できる書類	・被扶養者と同居する親族がいる場合、同居親族の収入確認を行い、被保険者の扶養義務の有無を確認するもの	/		●		● (注1)	● (注1)
【被扶養者が別居の場合】 送金の事実が確認できる書類	・確認調書③の「別居(単身)」の場合は、添付書類は不要	金融機関等			● (注2)	● (注2)	被扶養者に 該当しません

【 被扶養者に収入等がある場合 】

給与	給与明細書(直近3か月分)	・採用間もなく、3か月分添付できない場合は、合わせて雇用契約書も添付	雇用主	○	○	○	○	○
年金	振込通知書、改定通知書、年金証書(公的年金の証書は今年度受給資格を得た方のみ有効)	・現在の年金額の確認できるもの(写)	日本年金機構等	○	○	○	○	○
その他収入	【自営業者、不動産収入、株式配当等その他収入がある者】 確定申告書及び収支内訳書(写)	・自営業者、不動産収入、株式配当等その他収入がある場合	税務署	○	○	○	○	○
	【雇用保険受給者】 雇用保険受給資格者証(両面)(写)	・雇用保険を受給している場合	公共職業安定所	○	○	○	○	○
	【傷病手当金、出産手当金等受給者】 手当金支給決定通知書(写)等	・傷病手当金、出産手当金等を受給している被扶養者 受給中:支給決定通知書 終了時:満了通知書	医療保険者、 公共職業安定所	○	○	○	○	○

摘要

(注1)被保険者より優先する扶養義務のある方の扶養可否を確認するため、同居する親族の年間収入を確認し扶養状況確認書に記載。また、収入に関する書類を合わせて提出が必要。

(注2)通帳または振込明細書(3か月)、自動送金依頼書(金融機関の受理印があるもの)のうち、いずれか一つ。送金者名、受取人名及び金額がわかる証明書を添付が必要。

仕送り事実の確認がとれない場合(生活費の手渡しや給与受取口座への入金等を含む)は被扶養者資格が認められないとする。

